

青森県農業経営相談所設置要領

(目的)

第1 農業従事者の減少と高齢化が急速に進行する中で、地域における農地の集積や周年雇用の受け皿となる農業法人の育成が重要となっており、「青森県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」において、平成37年度までに650法人とする目標を設定している。

そこで、経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、農業経営相談所を設置し、関係機関と連携して、農業者の経営課題に適切にアドバイスする体制を整備するとともに、経営相談や専門家派遣等の一体的な取組により、経営の改善や基盤強化に係る経営戦略の実践を支援する。

(名称)

第2 農業経営相談所の名称は、青森県農業経営相談所（以下「農業経営相談所」という。）とする。

(所掌事項)

第3 農業経営相談所は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 1 担い手等からの多様な経営課題に係る相談活動
- 2 担い手等の経営診断、経営戦略の作成及び実践活動に係る支援活動
- 3 農業経営相談所連絡会議及び経営戦略会議の実施
- 4 他の支援機関との相互調整及び専門家委嘱、派遣の調整
- 5 個別支援チームの編成による担い手等への支援指導活動
- 6 担い手等の経営改善等に係る研修会、セミナー等の実施活動
- 7 重点指導農業者の決定、伴走型支援活動
- 8 その他、担い手等の育成・確保に係る支援活動

(実施主体)

第4 農業経営相談所の実施主体は、青森県担い手育成総合支援協議会（以下、県協議会）とする。

(構成員)

第5 農業経営相談所の構成員は、別表のとおりとする。

(相談窓口の設置等)

第6 農業経営相談所の相談窓口は、県協議会に置くとともに、県内の各地域県民局地域農林水産部に、農業経営相談所サテライト窓口（以下、サテライト窓口）を置く。

(事務局等)

第7 農業経営相談所の事務局は、県協議会に置く。

1 コーディネーターを1名置くものとする。

(連絡会議)

第8 農業経営相談所は、別表構成員による連絡会議を開催する。

(経営戦略会議)

第9 農業経営相談所は、専門家や他の支援機関等で構成する経営戦略会議を設置し、担い手等に対する経営診断、経営戦略策定、実践活動等への支援行うとともに、個別支援チームの編成を行う。

(秘密の厳守)

第10 農業経営相談所の活動で知り得た個人及び法人に係る情報等の秘密については、個人情報保護法等の関連法令等を遵守する。

(雑則)

第11 この要領に定めるもののほか、農業経営相談所の運営に関し必要な事項は、県協議会会長が別に定める。

付則

この要領は、平成30年5月30日から適用する。

(別表)

青森県農業経営相談所構成員

分類	機関・団体名	役割分担
農業系 団体	一般社団法人青森県農業会議	農業法人育成に関する相談
	青森県農業協同組合中央会	集落営農の法人化に関する相談
	株式会社日本政策金融公庫 青森支店	資金調達に関する相談
	青森県農業経営アドバイザー 連絡会	経営計画、資金利用計画等の相談
	青森県農地中間管理機構	農地の集積・集約に関する相談
	青森県農業法人協会	個別経営体の法人化や経営発展に向けた助言
	青森県集落営農ネットワーク 協議会	集落営農組織の法人化及び経営発展に向けた助言
	青森県6次産業化サポート センター	農産物を活用した6次産業化に関する相談
	公益社団法人あおもり農林業 支援センター	青森県担い手育成総合支援協議会事務局 新規就農に関する相談
	青森県 構造政策課 総合販売戦略課	県の関係機関との連携調整
商工系 団体	公益財団法人21あおもり産業 総合支援センター	農産物を活用した付加価値の高い商品づくりやこれ に伴う事業拡大等に関する相談
	青森県 地域産業課	県の商工系関係機関との連携調整
普及 組織	青森県 農林水産政策課 地域県民局地域農林 水産部農業普及振興室	機関・団体等との連携調整 サテライト窓口の設置